

令和8年度生活指導の方針及び体罰防止のための取組について

Ⅰ 今年度の生活指導の方針及び体制

【方針】

学校教育目標及び生活指導の重点をもとに、児童が安全で生き生きした学校生活を送ることを目指し、児童理解につとめ、全職員が共通理解をもとに、一致協力して指導にあたる。さらに、家庭、地域に学校便り等を活用し、理解と協力をもとめる。

【体制】

「子どもをど真ん中」においた生活指導や人権を尊重する人間関係づくりに向けた取組を共通実践する。

(1) 基本的な生活習慣の定着をはかり、学校のきまりについて節度をもって守らせる指導に全職員で努める。

① 年間重点生活目標

「あいさつ」 自分から、誰に対しても、気持ちを込めて

「廊下歩行」 右側歩行、走らない、教室移動は並んで静かに

「健康な体」 手を洗う・かんきする

② 基本的な生活習慣の具体的な目標

- ・すすんであいさつができる。
- ・さん、くんをつけて友達を呼ぶ。
- ・相手を思いやる言葉づかいができる。
- ・時間を守って行動できる。
- ・相手の顔を見て話をしっかり聞ける。
- ・廊下を正しく歩ける。
- ・学校をきれいにできる。

③ 毎月の目標を設定し取り組む。

- ・生活指導部が月初めの全校朝会で、月目標について説明する。
- ・月初めに、取組について学年で話し合い、学級指導をする。
- ・月目標について、学級の具体的な目当てを話し合い、ポスターに書き添える。
- ・取組による児童の変容を学年で話し合う。
- ・各学級で児童に簡単な自己評価をさせる。
- ・各学級の取組の成果や実態を交流する機会をもつ。

- ・全体指導に関することは、職員朝会、職員会議、生活指導夕会で話し合う。
- ・翌月の全校朝会の時に、前月の目標の児童の変容を知らせる。
- ④ 「よくわかる城山小」を周知し、指導の徹底を図る。
- ・年度始めに内容の検討、確認、共通理解をする。
- ・学期始めに、学級指導を行う。

(2) 全職員一致団結して指導にあたり、児童個々の人間関係の調整を行い、望ましい人間関係を作り出すことを目指す。

- ・児童の問題に積極的にかかわり、対話を大切にし、児童理解を深める。
- ・児童の人間関係を円滑にし、指導の有効化を図る。
- ・毎週月・木曜日の夕会で、生活指導上の児童の様子について情報交換を行い、全教職員で児童理解に努め、組織的な対応が迅速にできるようにする。
- ・毎週月曜日に『学校いじめ対策委員会』を開催し、児童の兆候を見逃さず、いじめの未然防止に努める。万が一、いじめ又はいじめの疑い等が発生した場合には、いじめ防止基本方針に沿った取組を着実にを行う。

2 体罰防止のための取組

(1) 体罰根絶のための教員研修の徹底

- ・服務研修を通して、アンガーマネジメントや、衝動的行動をコントロールする方法を習得する。
- ・生活指導部が中心となり、体罰防止に向けて全教職員の意識の高揚を図るためスローガンを考え、各教室等に提示する。また、日常的に情報交換や相談をする。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

- ・毎月の生活アンケートを実施し、体罰に関する聞き取り調査を行う。
- ・毎月末に、教職員一人一人が自己の行動を振り返り、「体罰防止セルフチェックシート」に記入し、管理職に書面にて報告する。
- ・管理職は、必要に応じて教職員への聞き取りを行う。

(3) 体罰のない教育活動の推進

- ・日頃から児童を全教職員で温かく見守り、児童一人一人の声をしっかり受け止める。
- ・教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。
- ・学校公開や行事での保護者からのアンケート、学校運営協議会での意見及び学校評価を通じて保護者、地域住民の声を収集し、学校ができること、家庭・地域に協力依頼すべきことを精査しながら改善に努める。